

## 欧州共同体商標意匠庁，東北地方太平洋沖地震の発生に伴う救済措置を発表

2011年3月20日

JETRO ティュッセルトゥルセンター

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は，3月18日，3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う救済措置に関する3月17日付の長官の決定を公表した。この決定により，2011年3月11日と28日の間に満了を迎える手続期限は，共同体商標については欧州委員会実施規則(EC)No.2868/95，共同体意匠については欧州委員会実施規則(EC)No.2245/2002に従って，4月28日まで延長されることとなった。長官の決定の内容は下記のとおり。

なお，欧州以外の各国・地域の知財庁における救済措置についても，日本国特許庁（JPO）のホームページに情報がまとめて掲載されている。

### 第1条

1995年12月13日の欧州委員会実施規則(EC)No.2868/95 規則72(4)および2002年10月21日の欧州委員会実施規則(EC)No.2245/2002 第58条(4)に従い，日本に居住または登録事務所を有するOHIMへの手続きの当事者に影響を与える2011年3月11日と28日の間に満了を迎えるあらゆる期限は，4月28日まで延長される。

### 第2条

この決定は，その採択の翌日に発効する。また，この決定はOHIMの官報にて公表される。

### <参考>

欧州委員会実施規則(EC)No.2868/95

規則72 特別な場合における期間の満了

(1)～(3) 省略

(4) 天災又はストライキなどの異常事態により官庁の適正な機能が中断又は混乱した結果，期間の満了に関する官庁から当事者への何らかの通信に遅滞が生じた場合は，当該期間内に完了すべき手続は，その遅滞に係る通信が通知された後1月以内になお有効に完了することができる。中断及び混乱の開始日及び終了日は，官庁長官が定めるところによるものとする。

欧州委員会実施規則(EC)No.2245/2002

第58条 特別な場合における期間の満了

(1)～(3) 省略

(4) 天災又はストライキなどの異常事態により官庁の適正な機能が中断又は混乱した結果，

期間の満了に関する官庁から当事者への何らかの通信に遅滞が生じた場合は、当該期間内に完了すべき手続は、その遅滞に係る通信が通知された後 1 月以内になお有効に完了することができる。中断及び混乱の開始日及び終了日は、官庁長官が定めるところによるものとする。

— OHIM の長官の決定は、以下参照 —

[OHIM deadlines extended for Japanese companies](#)

— JPO による情報は、以下参照 —

[東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各国・地域の知財庁の救済措置について](#)

(以上)